

令和6年度（令和6年4月1日以降採用） 東松島市任期付職員採用試験受験案内

1 試験区分等

試験区分	職 種	採用予定人員	職 務 内 容
任期付職員	保育士	8名程度	保育業務に従事します。

※ 採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 任期

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

※採用された日から5年以内の範囲で任期を更新することがあります。

※「東松島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年東松島市条例第33号）第3条に基づく採用です。

3 勤務時間

週38時間45分（1日につき7時間45分（休憩時間1時間を除く。））

※上記のほかに時間外勤務命令を命じられることがあります。

4 給与

(1) 初任給は、おおむね次のとおりです。

職 種	経験年数	初任給（現行額）
保育士	なし（短大新卒）	167,100円

（初任給は経歴によって、一定の基準により加算されます。）

(2) (1)のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

5 休日及び休暇

休日は、原則として、週2日及び国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）となります。休暇は、年次有給休暇、夏季休暇等があります。

6 社会保険

宮城県市町村職員共済組合の組合員になります。

7 受験資格

(1)の受験資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない方

(1)

職 種	受 験 資 格
保育士	平成16年4月1日以前に生まれた方で、保育士の資格を有する方またはそれらの資格を令和6年3月31日まで取得する見込みの方

(2) 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

8 試験方法

試験は全職種において第1次試験、第2次試験とします。なお、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

試 験	方 法
書 類 審 査	応募資格の有無、職歴等について書類選考を行います。

(2) 第2次試験

試 験	方 法
作 文 試 験 (50分)	文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。
人 物 試 験	人物、職務経験及び職務に関する適性などについて個別面接を行います。

※試験内容は変更になる場合があります。

9 試験日及び場所

	第1次試験	第2次試験
日時	—	令和5年11月中旬予定 ※詳細は、一次試験合格者に通知します。
場所	—	東松島市役所 (東松島市矢本字上河戸36-1)

10 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者の発表は、受験者全員に合否を通知します。

(2) 最終合格者（第2次試験合格者）の発表は、受験者全員に可否を通知します。

1.1 合格から採用まで

(1) 採用は「令和6年4月1日」の予定です。

(2) 受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取消すことがあります。

(3) 職種によって必要とされる資格・免許等が採用時までには取得できない場合には採用されません。

1.2 受験手続き及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は東松島市役所に請求してください。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「任期付職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記のうえ、140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズが入る大きさ）を必ず同封してください。

(2) 受験申込先

所定の申込書に必要事項をもれなく記入の上、下記まで提出してください。

〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36-1 東松島市役所 総務部総務課人事係

(3) 受付期間

令和5年10月5日（木）から令和5年10月31日（火）

申込受付は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

郵便の場合は令和5年10月31日（火）午後5時必着とします。

（簡易書留郵便等の確実な方法で送付してください。）

(4) 受験申込の際の提出書類等

ア 申込書 1部

イ 履歴書（市指定様式）1部

ウ 職務経歴書（任意様式）1部

エ 郵便申込の場合は、申込者の宛先を明記し84円切手を貼った返信用封筒（長3封筒）を必ず同封してください。

※ インターネットや電話での申込みはできません。

※ 申込書、履歴書には、申込前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cmの写真をもと位置に貼ってください。（貼付3箇所、写真のない場合は受付できません。）

1.3 試験結果の開示について

試験結果については、東松島市個人情報保護条例（平成17年東松島市条例第10号）に基づき、次のとおり開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、下表の開示場所に直接お越しください。なお、電話やはがき等による開示の請求はできません。

試験	開示請求できる方	内容	開示期間等	開示場所
第1次試験	第1次不合格者	書類審査内容	合格発表の日から1月間	東松島市総務部総務課
第2次試験	第2次不合格者	総合順位及び総合得点	午前9時から午後5時まで	

14 その他

- (1) 申込みを受理された受験申込者には受験票を交付します。
郵送申込みの方で、11月6日(月)までに受験票が届かない場合は下記まで連絡ください。
- (2) この試験についての問い合わせは、東松島市役所総務部総務課人事係
(電話：0225-82-1111 内線3208)で回答します。